

論 点 メ モ (保 険 1)

項 目	論 点	備 考
1. 業務範囲規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行法同様、保険業法においても保険会社の業務範囲について、他業禁止規制を課し、固有業務、付随業務、証券業務等法定他業、その他法定他業に限定。 ● こうした業務範囲規制は、保険会社経営の健全性確保の観点から他業禁止規制が課されている趣旨(保険業専念による効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業リスクの回避等)を踏まえたもの。 ● 保険会社の子会社及び保険持株会社の子会社(以下「保険会社グループ」)についても、他業禁止の趣旨等の観点から、業務範囲が法令により限定的に列挙されており、現状では基本的に銀行とほぼ同様の範囲。 ただし、銀行のような決済機能を担わないこと等を踏まえ、保険持株会社の子会社については、当局の承認により法令により列挙された業務以外の業務を行うことも可能。 ● 子会社業務範囲規制は、子会社が国内か国外であるかを問わず、一律に適用。 ● こうした業務範囲規制は、金融の高度化、多様化の進展等に伴い、保険会社経営の健全性確保のほか、利用者利便の向上等の観点も加味しながら、累次にわたってその対象が拡大されてきた。 	<p>「保険会社本体の業務範囲」 (P2)</p>

項 目	論 点	備 考
<p>2. ファイアーウォール規制をめぐる議論</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、銀行及び銀行グループの業務範囲規制について見直しを検討されているが、保険会社及び保険会社グループの業務範囲規制についても同様の観点から検討が必要ではないか。 ● 具体的に検討が必要となる業務としては以下のものが考えられるがどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保険会社及び保険会社グループにおける商品デリバティブ取引の範囲の見直し ② 保険会社グループにおけるイスラム金融の解禁 ③ 保険会社本体における排出権取引の解禁 ④ 保険会社グループのリース業子会社に係る業務範囲の見直し ⑤ 保険会社本体に対する投資助言・代理業の解禁 ● なお、現在は株式会社と相互会社で業務範囲に差異を設けていないが、今回検討する項目についても、これまで同様差異を設ける必要はないのではないか。 ● 保険会社と銀行、証券会社とのファイアーウォール規制は、平成10年の金融システム改革により業態別子会社方式による相互参入を解禁することに伴い、影響力を行使した販売等、参入に伴って発生する弊害の防止をねらいとして導入。 ● これまでファイアーウォール規制として講じた規制のうち、主なものは以下のとおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ①「商品の取引と金融機関」(P3) ②「イスラム金融」(P4) ③「京都議定書と京都メカニズム」(P6) 「排出権の種類」(P7) 「排出権の移転」(P8) 「排出権の取引と金融機関」(P9) ④「リース業に係る業務範囲」(P10) 「保険会社のファイアーウォール規制」(P12)

項 目	論 点	備 考
	<p>① 保険会社の役員と当該保険会社と特殊の関係にある銀行、証券会社の役職員の兼職の禁止</p> <p>② 保険会社と特殊の関係がある者が特別の利益を提供していることを知りながら、保険契約の申込みをさせる行為の禁止</p> <p>③ 保険会社と特殊の関係がある者が当該保険会社と保険契約を締結することを条件として信用を供与していることを知りながら、保険契約の申込みをさせる行為の禁止</p> <p>④ 保険会社と特殊の関係がある銀行と保険募集人の共同訪問に係る誤認防止措置</p> <p>⑤ 保険会社と当該保険会社と特殊の関係がある銀行との店舗等の共有の制限</p> <p>⑥ 保険会社と特殊の関係がある銀行が保有する顧客の非公開金融情報を利用した保険募集の制限</p> <p>(注)特殊の関係とは、親子法人、関連法人等となっている関係をいう。</p> <p>● 一方、ファイアーウォール規制導入後、以下のような環境変化が生じている。</p> <p>① 保険会社への証券仲介業の解禁、銀行への保険販売の解禁等、金融商品販売面での規制緩和</p> <p>② 個人情報保護法の施行による顧客情報保護ルールの整備</p> <p>● 現在、第一部会において、ファイアーウォール規制のあり方について、①利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止の実効性を確保し、②顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応えるため、新たな規制の枠組みを提供すべきではないかとの</p>	

項 目	論 点	備 考
<p>(1) 利益相反取引と優越的地位の濫用の防止</p> <p>(2) 役職員の兼職の禁止</p>	<p>議論が行われているが、保険会社とその他の金融業態とのファイアーウォール規制についても同様の観点から検討が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利益相反取引等については、保険会社グループが自ら適切な問題把握、管理等の態勢を整備することを法令上義務づけ、行政がそれを的確にモニタリングすることにより、規制の実効性を確保していくことが重要ではないか。 ● 具体的には、監督指針で、①利益相反の抽出・特定、②管理(チャイニーズ・ウォールの構築等)・記録の保持、③利益相反管理方針の策定等を着眼点として明記することが考えられないか。 ● さらに、策定する利益相反管理方針については、その態勢整備を促進する等の観点から、その概要の公表を義務づけることを検討すべきではないか。 ● 保険業法には、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売の禁止等の規定があるが、これらの実効性をより確保していくため、顧客等から寄せられた情報を検査、監督に活用する仕組みを強化することが重要ではないか。 ● 保険会社と銀行、証券会社に利益相反管理態勢の構築を求めることに伴い、役職員の兼職規制については撤廃することが適当ではないか。 <p>(注)保険会社の常勤取締役が他の会社の常務に従事する場合は、別途認可</p>	

項 目	論 点	備 考
<p>(3) 顧客の非公開金融情報を利用した保険募集の制限（顧客の事前同意の取得）</p>	<p>が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品取引法（証券取引法）では、銀行が影響力を行使し、市場に悪影響を与えることを防ぐ等の観点から、グループ間で情報共有することを原則として禁止するとのファイアーウォール規制が設けられた。 <p>（注）上記の規制は、銀行と証券、信託との業態別子会社方式による相互参入が解禁された際に導入されたものであるが、同様の規制は、保険業法や銀行法には存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一方、保険業法では、グループ間での情報共有までは制限していないものの、保険会社がグループ銀行の保有する非公開情報を顧客の同意なく保険募集に利用することについて制限することとしている。 <p>（注）上記の規制は、保険会社と金融他業態との業態別子会社方式による相互参入が解禁された際に導入されたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、第一部会では、金融商品取引法での取扱いについて議論が行われているが、保険業法固有のファイアーウォール規制のあり方についても議論する必要はあるか。 ● 本規制について検討する場合には、銀行等による保険販売規制に係るこれまでの議論において、預金・決済等の業務で得られた顧客情報が、顧客の同意なく保険販売に用いられないよう、適切な管理が求められるとの指摘があったことにも留意することが必要と考 	<p>「顧客の非公開金融情報を利用した保険募集に係るこれまでの指摘」(P17)</p>

項 目	論 点	備 考
	<p>えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本規制は、銀行等による保険販売規制と直接関係するものではないが、同規制における議論では、特に融資先への販売にあたっての弊害が懸念されたところであり、また、子保険会社を通じた規制の潜脱を防止するという指摘も考えられるところ、基本的には、顧客の属性にかかわらず取り扱うという現行規制を維持することが適切と考えられるかどうか。 	